### 社会福祉法人 对馬市社会福祉協議会

# 福祉資金貸付償還金の収納及び滞納整理に関する事務取扱要綱 (目 的)

第1条 この要綱は、廃止前の厳原町社会福祉協議会福祉資金貸付規程並びに美津島 町社会福祉協議会福祉資金貸付規程、豊玉町社会福祉協議会福祉資金貸付規程、 峰町社会福祉協議会福祉資金貸付規程、上県町社会福祉協議会福祉資金貸付規程、 上対馬町社会福祉協議会福祉資金貸付規程及び平成16年3月1日以降の六町 の社会福祉協議会合併により誕生した対馬市社会福祉協議会福祉資金貸付規程 により貸し付けられた福祉資金(以下「福祉資金」という。)の償還金の収納及 び滞納整理に関し、必要な事項を定め、以て償還金の完済を促進することを目的 とする。

#### (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。
  - (1) 償還金 前条福祉資金貸付規程に基づいて債務者が支払うことを要する 福祉資金貸付金の償還元金をいう。
  - (2)債務者等 次に掲げる者をいう。
    - ア 債務者 福祉資金貸付金の借受人の支払義務を負う者をいう。
    - イ 連帯保証人 債務者と連帯して償還金の支払義務を負う者をいう。
    - ウ 債務引受人 債務者の債務を引き受けこれと連帯して償還金の支 払義務を負う者をいう。
  - (3)滞納者 指定した期限までに償還金の支払いをしない者をいう。
  - 滞納償還金 指定した期限までに支払われない償還金をいう。 (4)

#### (支払いの通知)

第3条 償還金の通知は、債務者に償還台帳を送付して行うものとする。ただし、据 え置き期間を3カ月設け、その後定められた期間(償還期限)で支払うよう1回 ごとの償還金を明示し、それに従い支払うものとする。

#### (支払いの方法)

第4条 償還金の支払いは、貸付を受けた本会各支所窓口に償還台帳、償還金と併せ て持参し、支払うものとする。ただし家庭訪問等の償還指導時にあっては例外扱 いとし、直接担当職員に支払うことができる。

### (支払いの期限)

第5条 償還金を支払うべき期限は、償還台帳に記された月の末日とする。

(支払いの場所)

第6条 償還金の支払いの場所は、当該福祉資金を直接貸付けた本会各支所窓口とす る。

(完済)

第7条 債務者が福祉資金の債務を完済したときは、会長は、債務者に対して償還金 完済証書(様式第1号)を交付するものとする。

### (債務引受)

- 第8条 会長は、債務者のやむを得ない理由により、債務者又は債務の引受けを希望 する者から債務引受けをさせたい旨又は債務引受けをしたい旨の申し出があっ たときは、重畳的債務引受承認申請書(様式第2号)を提出させるものとする。
  - 会長が、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた 場合はこれを承認し、重畳的債務引受契約書(様式第3号)により契約を締結す るものとする。

#### (連帯保証人の変更等)

- 第9条 会長は、債務者又は連帯保証人が連帯保証人の変更、追加又は脱退(以下「変 更等 | という。)を申し出たときは、連帯保証人変更等承認申請書(様式第4号) を提出させるものとする。
  - 会長は、債権の保全上支障がないと認められる場合に限り、連帯保証人の変 更等を承認することができる。
  - 会長は、前項の規定により連帯保証人の変更等を承認する場合においては、 連帯保証人変更契約書(様式第5号)により、契約を締結しなければならない。

#### (債務の相続)

- 第10条 会長は、債務者が死亡、又は失踪宣告を受けた場合は、次に定めるところ により処理するものとする。
  - (1) 単純承認による相続が行われたとき。
    - ア 会長は対馬市社会福祉協議会に対する債務が生じていることを相続人へ 債務相続通知書(様式第6号)により通知し、相続人から相続届(様式第7 号)を提出させるものとする。
    - イ 会長は、相続届を受理したときは、相続債務に係る重畳的債務引受契約書 (様式第8号)により契約を締結する。
  - 限定承認による相続が行われ、民法第 927 条の規定により請求の申出をす べき旨の公告又は催告があったときは、残債務の全額につき請求の申出をし なければならない。民法第 950 条により相続財産の分離が請求された場合も 同様とする。

- (3) 民法第 941 条により相続財産の分離が請求され、配当加入の申出をすべき 旨の公告又は通知があったときは、残債務の全額につき配当加入の申出をし なければならない。
- 相続人が明らかでないとき又は相続人全員が相続を放棄したときは、家庭 裁判所に相続財産の管理人の選任を申し立てるほか必要な処理を行うもの とする。
- 前各号により処理をするときは、連帯保証人に対し、その旨を通知するも (5)のとする。
  - 会長は、連帯保証人が死亡、又は失踪宣告を受けた場合においては、対馬 市社会福祉協議会に対する連帯保証債務が生じていることを連帯保証人の 相続人へ連帯保証債務相続通知書(様式第9号)により通知し、債権保全上 必要に応じて前項に規定する処理を行うものとする。

#### (督促及び催告)

- **第11条** 会長は、滞納者に対して、次に定める方法により支払いを催告するものと する。
  - (1) 督促状 債務者が第5条に定めた期限までに償還金を支払わない場合にお いては、会長は、この期限経過後20日以内に、滞納者に対して督促状(様 式第 10 条)を発し、その発した日から 15 日以内に支払うよう求めなければ ならない。
  - (2) 文書による催告 前号に督促状に定めた期限後も滞納償還金を支払わない ときは、滞納者に対して、催告書(様式第 11 号)を発し、期限を定めて支 払いを求めるものとする。
  - 電話による催告 滞納者が前1、2号に規定する督促状及び文書による催 告によっても滞納償還金を支払わないときは、随時電話により支払を促すも のとする。
  - (4) 臨宅訪問 債務者の居宅を訪問して支払を催告する場合は、償還状況、催 告の経過等を説明し、債務者から生活状況等を聴取して支払を促すものとす る。
  - (5) 呼出し状 対馬市社会福祉協議会の貸付実施の各支所へ呼出しを求めて支 払を催告する場合は、呼出し状(様式第 12 号)を発し、期限を定めて呼出 しを求めるものとする。
    - 会長は、連帯保証人に対して完納指導依頼書(様式第13号)を発し、滞 納者に対する支払の催告を依頼することができる。

#### (最終催告)

**第12条** 会長は、前条に定める措置にもかかわらず滞納償還金が完済されないとき は、滞納者に対し最終催告書(様式第14号)を発し、期限を定めて滞納償還 金を完済するよう催告し、併せて期限までに滞納償還金を完済しないときは、 法的措置をとる旨を予告するものとする。

#### (連帯保証人への履行請求)

- 第13条 会長は、前条の規定により滞納者に最終催告を発するときは、連帯保証人 に対しても連帯保証債務履行請求書(様式第15号)を発し、期限を定めて連 帯保証債務を履行するよう催告し、併せて期限までに滞納償還金を完済しない ときは、法的措置をとる旨を予告するものとする。
  - 連帯保証人から代位弁済がなされたときは、代位弁済証書(様式第16号) を交付するものとする。

#### (滞納償還金の分割支払誓約)

第14条 会長は、納付指導等において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第171条の6第1項各号のいずれかの事由のあることが明らかになったときは、 滞納償還金を分割し、履行期限を定めて支払わせることができる。この場合に おいては、債務者等に分割納付誓約書(様式第17号)を提出させるものとす る。

### (時効の中断)

- 第15条 会長は、民法第147条の規定に基づき、滞納償還金につき時効中断の措置 をとらなければならない。
  - 民法第147条第3号に定められた債務の承認による場合は、滞納者 に債務承認書(様式第18号)を提出させるものとする。

#### (法的措置)

- 第16条 会長は、第12条及び第14条の規定による措置にもかかわらず滞納償還金 が完済されないときは、債務者等に対して、民法及び民事訴訟法(平成8年法 律第109号)等関係法令に基づき、調停若しくは支払督促の申立て又は訴えの 提起等債務名義を取得するための措置をとらなければならない。会長は、この 場合において、必要なときは、仮差押え又は仮処分の措置を講じることができ る。
  - 会長は、前項の措置をとったにもかかわらず滞納償還金が完済されないと きは、債務者等に対して、民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)等の関係法令 に基づき、強制執行の手続きをとることができる。

#### (支払催告等の記録)

第17条 第11条から前条までの規定による支払催告等は、滞納者記録簿及び滞納 整理経過記録簿(様式第19号)を作成し、記録するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるものの外、福祉資金の収納及び滞納整理事務に関して 必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

(様式第1号)

対社地福第 号

年 月 日

借受人 様

> 社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会 会 長

印

## 償還金完済証書

貸付金額

ただし、対馬市社会福祉協議会 (年月日貸付)

円

対馬市社会福祉協議会福祉資金貸付規程に基づき貸付けた上記貸付金額は、 年 月 日をもって完済となりました。

ここに借用書等関係書類を返却いたしますので、ご査収くださいますよう お願い申しあげます。

(様式第2号)

年 月 日

対馬市社会福祉協議会長 様

申請者 住所 氏名

EP

# 对馬市社会福祉協議会福祉資金重畳的債務引受承認申請書

債務	フリガナ 氏 名	生年月日	年	月	日生
者	住 所	勤 務 先 電 話			
/生	フリガナ 氏 名	生年月日	年	月	日生
債務	住 所	勤 務 先 電 話			
引 受 人	引受理由				
	債務者との 続 柄	年 収			円

- ※ 次の書類を各一通ずつ提出下さい。
  - (1)債務引受人の所得証明書
  - (2) 債務引受人の印鑑登録証明書

(様式第3号)

### 重畳的債務引受契約書

債権者 対馬市社会福祉協議会(以下「甲」という。)

債務者

(以下「乙」という。)

債務引受人

(以下「丙」という。)は、乙が甲に対し、

日付、対馬市社会福祉協議会福祉資金借用証書(以下「原契約」と いう。)に基づき負担する債務について、以下の約条により重畳的債務引受契約を締 結した。

- 第1条 丙は、乙が甲に対し、原契約に基づき負担する下記債務について、債務を引 受け、別途分割納付誓約書に定める方法により償還する。なお、償還期限及び償 還方法以外の事項に関しては、乙と連帯して原契約の各条項に従って履行するも のとする。
  - (1)借入金 円のうち現在滞納額 円
  - (2) 償還期限及び償還方法:別紙分割納付誓約書のとおり

上記契約締結の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙が各1通を保有する。

年 月 日

債 権 者(甲) 対馬市豊玉町仁位 94 番地 5

社会福祉法人 对馬市社会福祉協議会

会 長

印

債 務 者(乙) 住所

氏名

印

債務引受人(丙) 住所

氏名

印

(様式第4号)

年 月 日

対馬市社会福祉協議会長 様

 債務者
 住所

 氏名
 印

 新連帯保証人
 住所

 氏名
 印

 脱退連帯保証人
 住所

 氏名
 印

## 連带保証人変更等承認申請書

新	フリガナ 氏 名	生年月日 年 月 日生
新連帯保証人	住 所	勤 務 先 電 話
	債務者との 関 係	月収
脱退士	フリガナ 氏 名	生年月日 年 月 日生
脱退する連帯保証	住所	勤 務 先 電 話
保証	債務者との 関 係	月収

変更・追加・脱退を必要とする理由

- ※ 次の書類を各一通ずつご提出下さい。
  - (1)債務引受人の所得証明書
  - (2) 印鑑登録証明書

(様式第5号)

### 連带保証人変更契約書

対馬市社会福祉協議会(以下「甲」という。) 債権者

債務者 (以下「乙」という。)

新連帯保証人 (以下「丙」という。)

旧連帯保証人 (以下「丁」という。)は、以下の約条により保証人 変更契約を締結した。

- 第1条 丙は、乙が甲に対し、 年 月 日付、対馬市社会福祉協議会福 祉資金借用証書(以下「原契約」という。)に基づき負担する下記債務について、 甲に対して連帯保証した。
  - (1) 借入金 円のうち現在滞納額 円
  - (2) 償還期限及び償還方法:別紙分割納付誓約書のとおり
- 第2条 丁は、丙が前条により連帯保証債務を引き受けたことにより、原契約 の債務保証関係から脱退する。
- 第3条 丙は、本契約により引き受けた連帯保証債務を、本契約及び原契約の各条項 に従って乙と連帯して履行する。

上記契約締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁が各1通を保 有する。

年 月 日

債 権 者(甲) 対馬市豊玉町仁位 94 番地 5

社会福祉法人 对馬市社会福祉協議会

会 長 印

債務者(乙) 住所

> 氏名 印

新連帯保証人(丙) 住所

> 氏名 印

旧連带保証人(丁) 住所

> 氏名 印

(様式第6号)

対社地福第

年 月 日

法定相続人

様

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会 会 長

印

### 倩 務 相 続 通 知 書

対馬市社会福祉協議会は、 資金借用証書に基づき、故 残債務があります。

月 日付、対馬市社会福祉協議会福祉 年 様に資金を貸付けており、下記のとおり、

この残債務の償還につきましては、債務者の法定相続人に該当されますあなた様に 引き受けていただくことになります。

つきましては、対馬市社会福祉協議会に対して、相続届(別紙様式)を提出される とともに債務引受契約を締結する必要がありますので、今後の貸付金の償還について、 よろしくお願い申しげます

- (1) 貸付金 円
- 円(年 (2) 残債務額 月 日現在)
- 年 月 日 (3) 未償還期間 年 月 日~

(様式第7号)

年 月 日

対馬市社会福祉協議会長 様

相続人 住所

氏名 印

住所

氏名 印

住所

氏名 印

#### 相 続 届

被相続人 の 年 月 日付、対馬市社会福祉協議会 福祉資金借用証書に基づく債務については、私たちが相続しましたので、対馬市社会 福祉協議会に対する債務は、今後私たちが連帯して返済します。

なお、今後本債務に関する一切の手続きは、下記の者が相続人を代理して行います。

- 1 相続年月日 年 月 日
- 2 代理人 住所 氏名

#### 添付書類

各相続人の戸籍謄本又は抄本、各相続人の印鑑登録証明書、(遺産分割協議書)

(様式第8号)

### 相続債務に係る重畳的債務引受契約書

債権者 対馬市社会福祉協議会(以下「甲」という。)、相続人 (以 下「丙」という。)、相続人 (以下「丁」という。)は、被相続人

(以下「乙」という。)が甲に対し、 年 月 日付対馬市 社会福祉協議会福祉資金借用証書(以下「原契約」という。)に基づき負担した債務 について、以下の約定により重畳的債務引受契約を締結しました。

- 第1条 丙及び丁は、乙が甲に対し原契約に基づき負担した下記債務について、法定 相続分に応じた債務を引受け、原契約の各条項に従って、履行するものとし、か つ丙は、丁の債務を全額重畳的に引き受けるものとします。
  - (1) 借入金 円のうち現在滞納額 円
  - (2) 償還期限及び償還方法 別紙分割納付誓約書のとおり
- 第2条 丙は、本書の作成その他本契約に関する一切の費用を負担します。

上記契約締結の証として本書3通を作成し、甲、丙、丁が各1通を保有します。

年 月 日

債権者(甲) 対馬市豊玉町仁位94番地5 社会福祉法人 对馬市社会福祉協議会 会 長 印

相続人(丙)住所

氏名 印

相続人(丁)住所

氏名 印 (様式第9号)

対社地福第

年 月 日

連带保証債務相続人

様

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会 会 長

印

### 連带保証債務相続通知書

対馬市社会福祉協議会は、 年 月 日付、対馬市社会福祉協議会福祉資金借 用証書に基づき、 様に下記のとおり資金を貸し付けておりますが、残債 務額の連帯保証債務については、当該契約の連帯保証人であった故 様の 法定相続人であるあなたに引き受けていただくことになります。

つきましては、対馬市社会福祉協議会と連帯保証債務について、債務引受契約を締 結していただきますようお願いします。

- (1) 貸付金 円
- (2) 残債務額 円( 年 月 日現在)
- (3) 未償還期間 年 月 日~ 年 月 日

(様式第10号)

対社地福第 年 月 日

様

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会 会 長

印

### 督 促 状

対馬市社会福祉協議会があなたに貸し付けました福祉資金貸付金の償還金が、未納 となっておりますので、下記の納付期限までに完納してください。

	未	納	金	額	合	計		納	付	期	限
¥		(		£	F	月	日現在)		年	月	日まで

						内	訳							
貸付番号	未	納	額	及	び	期	間	資	金	種	別	債	務	者
	¥				(	口	1分)	45	21	次	^			
			年	月~		年	月	福	祉	資	金			

- ※ 本書と行き違いに納付のときは、悪しからずご了承ください。
- ※ 一度に納入が困難な場合は相談に応じますので、ご連絡ください。

(様式第11号)

对社地福第 年 月 日

様

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会 会 長

印

#### 告 催 書

対馬市社会福祉協議会福祉資金貸付金の滞納償還金については、先に督促状等によ り納付していただくよう通知してきましたが、いまだに未納となっておりますので、 下記の納付期限までに完納されるよう催告します。

なお、このままでは連帯保証人に請求することになりますので、念のため申し添え ます。

	滞	納	金	額	合	計		納	付	期	限	
¥			(		年	月	日現在)	年	月	日言	まで	

貸付番号	資金種別	期	間	滞納回数	貸 付 金 額
	福祉資金	年 月~	年 月	( 回 分)	

連	带	保	証	人		連	带	保	証	人	住	所		

- ※ 本書と行き違いに納付のときは、悪しからずご了承ください。
- ※ 一度に納入が困難な場合は、相談に応じますので、ご連絡ください。

(様式第12号)

对社地福第 号 年 月 日

様

社会福祉法人 对馬市社会福祉協議会 会 長

印

### 呼び出し状

あなたは、対馬市社会福祉協議会福祉資金貸付償還金を滞納しており、完済の目処が立たない状況となっています。

つきましては、 様の今後の償還に対する計画について、ご相談したいので、下 記指定期日までに本会(本所・( 支所)へお越しください。

なお、指定期日までに「完納」又は「来所」されない場合は、民法等関係法令に基づき、あなたの「連帯保証人」に対して請求させていただくことになりますので、念のため申し添えます。

記

	未	納	金	額	合	計		指	定	期	日	
¥			(		年	月	日現在)		年	月		日まで

	内	訳		
貸付番号	未納額及	び機関	資 金 種 別	債務者
	¥	(回分)	福祉資金	
	年 月~	年 月	一個 但 貝 並	

(様式第13号)

对社地福第 号 年 月 日

様

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会 会 長

印

### 完納指導依頼書

あなたは、対馬市社会福祉協議会福祉資金貸付金の債務者である下記の者の連帯保証人になっておられますが、債務者本人は当方からの督促にもかかわらず、下記のとおり当該貸付金の償還金を滞納し、完納されておりません。

つきましては、連帯保証人であるあなたから下記の納付期限までに完納するようご 指導をお願いします。

債務者本人がこのまま完納されない場合は、連帯保証人であるあなたに請求することになりますので、念のため申し添えます。

記

	滞	納	金	額	合	計		納	付	期	限	
¥			(		年	月	日現在)		年	月		日まで

債 務 者	債務者住所

貸付番号	資金種別	期	間	滞納回数	貸付金額
	福祉資金	年 月~	年 月	( 回 分)	

(様式第14号)

対社地福第 号 年 月 日

様

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会 会 長

印

### 最終催告書

対馬市社会福祉協議会福祉資金貸付金の滞納償還金については、再三督促を行って まいりましたが、いまだに下記の金額が滞納となっています。

下記の納付期限までに必ず完納してください。このまま完納されない場合は、 あなた及び連帯保証人に対して、民法・民事訴訟法等に基づく法的措置を講じること になりますので、念のため申し添えます。

記

	滞	納	金	額	合	計		納	付	期	限	
¥			(		年	月	日現在)		年	月		日まで

貸付番号	資金種別	期	間	滞納回数	貸付金額
	福祉資金	年 月~	年 月	(回分)	

連带保証人	連	带保	証	人	住	所

(様式第15号)

対社地福第 年 月 日

様

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会 会 長

印

### 連带保証債務履行請求書

様は、対馬市社会福祉協議会福祉資金貸付金の債務者である下記の者の連帯 保証人になっておられますが、債務者本人は当方からの催促にもかかわらず、下記の とおり当該貸付金の償還金を滞納し、完納いたしておりません。

つきましては、連帯保証人である 様に対して請求をいたします。下記の納付 期限までに必ず完納してください。

完納されない場合は、 様及び債務者に対して、民法・民事訴訟法等に基づく 法的措置の手続きを講じることになりますので、念のため申し添えます。

記

	滞	納	金	額	合	計		納	付	期	限	
¥			(		年	月	日現在)		年	月		日まで

債	務	者		債	務	者	住	所	

貸付番号	資金種別	期		間		滞納	]回数	貸付金額
	福祉資金	年	月~	年	月	( 5	回)	

(様式 16 号)

対社地福第 号

年 月 日

様

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会 会 長

印

### 代位弁済証書

年 月 日付、対馬市社会福祉協議会福祉資金借用証書に基づき、対 馬市社会福祉協議会が債務者様に対して有する下記の債権は、連帯保証 人のあなたから下記のとおり弁済を受け、確かに受領いたしました。

記

(1) 債権の表示

対馬市社会福祉協議会福祉資金 貸付金種別

貸付金額 円

月 日 貸付年月日 年

貸付利息 無利子

償還方法 対馬市社会福祉協議会福祉資金貸付規程による

延滞利息 なし

(2) 受領年月日 年 月 日

(3) 受領金額 円 (様式第17号)

年 月 日

対馬市社会福祉協議会長 様

住所

氏名

印

## 分割納付誓約書

私が対馬市社会福祉協議会から借り受けている対馬市社会福祉協議会福祉資金貸 付金の償還金について、現在次のとおり滞納しておりますが、その弁済については、 下記の償還方法で納付することを誓約します。

誓約不履行のときは、期限の利益を喪失されて、民法・民事訴訟法等に基づく法的 措置の手続きを講じられても一切異議を申し立てません。

記

#### 1 遅延債務( 年 月 日現在)

### (1) 滞納償還金

貸付金種別	滞納状況(期間及び回数)	毎月償還金	滞納償還金	
福祉資金	年 月分~ 年 月分	回	円	円

### 2 遅延債務の償還方法

#### (1)納付計画

回数	金額	納付年月日	回数	金額	納付年月日
1	円		7	円	
2	円		8	円	
3	円		9	円	
4	円		10	円	
5	円		11	円	
6	円		12	円	

※ ただし、

年 月 日を再相談日とする。

### (2) 収納の順序

弁済期が先に到来したものから順次充当するものとする。 (再貸 付による債権への対応)

(様式第18号)

### 債務承認書

年 月 日

対馬市社会福祉協議会長 様

住所

氏名

印

私は、対馬市社会福祉協議会に対し、下記債務を負担していることを承認いたしま す。

記

年 月 日付、対馬市社会福祉協議会福祉資金借用証書に基づく債務

年 日付貸付金 円 月 月 日現在滞納額 円

**※** 年 月 日 償還期限 (最終償還日) (様式第19号)

# 滞納者記録簿

	住 所	電話番号	備考
借受人			
債務引受			
人			
連帯保証			
人			

### 滞納整理経過記録

年	月	日	督促·電話 訪問·呼出	償還指導の経過・その他事項	担	当